

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース(経費・賃金)）計画届 チェックリスト

◎平成30年度雇用保険料率が12/1,000の中小建設事業主

◎提出期限: 技能実習を開始する日の原則3か月前から1週間前まで

◎提出先: 石川労働局(金沢市・かほく市・河北郡にある事業所)

管轄のハローワーク(上記以外の市町村にある事業所)

※郵送は認められません。

◎支給申請年月日を基準とし同年度4月1日から3月31日までの

経費・賃金助成の支給額合計が500万円を限度とする。

◎一の技能実習の経費助成の上限は1人あたり10万円とする。

◎技能実習期間を通して雇用保険の被保険者であり、受講時間数が
実訓練時間数の7割以上あること。

◎技能実習を受講した労働者に、その期間中の賃金が通常の賃金の額以上
適正に支払われていること。

※平成30年4月以降に提出された計画届に記載された技能実習から技能実習開始日
時点の雇用保険被保険者数(20人以下、21人以上)雇用保険被保険者年齢(35歳未満、
35歳以上)により助成対象経費の助成率が異なりますのでご注意ください。
又、申請企業が生産性要件等を満たした場合には、助成額が増額されることがあります。

提出書類および添付書類等

No.	様式番号	提出書類等	備考	提出形態
<input type="checkbox"/> 1	建技様式 第1号	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習 コース(経費助成・賃金助成)）計画届	・法人の場合は 代表者印 ・余白に捺印	原紙
<input type="checkbox"/> 2		訓練内容等が確認できる書類	・実施主体の概要・内 容・実施期間・場所等 の分かる書類 ・カリキュラム ・受講パンフレット等	A4 コピー
<input type="checkbox"/> 3		その他管轄労働局長が必要と認める書類		

※実施内容を著しく変更する場合、変更届(建技様式第2号)を提出して下さい。

※事業所毎の雇用管理責任者の選任が義務となっています。

【提出先・お問い合わせ】

助成金担当: 西・小野

〒920-0024 金沢市西念3-4-1

駅西合同庁舎 5階

TEL: 076-265-4428 FAX: 076-261-1408